



## 女性センターの役割——相談業務の面から

「多摩市女と男の平等参画を推進する条例」は単に男女同権を謳うだけでなく、性自認や性的指向の自由、更には少数者の権利という面まで包括する画期的な法律です。その人権擁護の精神に基づくT A M A 女性センターの存在意義を重視し、今回は“市民からの相談を受け止める”機能的にを絞って質問しました。以下に、質疑を通して見えてきた問題点と私たちの要望・提案をまとめます。

- ・就労相談の数が増加傾向にあるのは、女性の労働環境が厳しさを増している社会情勢の反映と思われる。女性の雇用に特化したサービスに繋げる工夫が欲しい。また、自治体は具体的な職業斡旋はできないとのことだが、職業安定法に則って手続きをすれば市が紹介事業者になることも可能（政令指定都市で実際に行っているところもある）。本市の規模としてそこまでの役割を担うのは難しいとしても、もう一步踏み込んだ就労支援を考えてもよいのではないか。
- ・市民の悩みは雇用・住居・育児・医療など多岐にわたることも間々あり、特に事情が深刻であればあるほど、ワンストップサービス的な対応が強く望まれる。女性センターでも相談内容によっては、市役所の所管へ案内するなど便宜を図っている。また役所内でも、生活や子育ての支援などで庁内連携を取る体制がある程度できている。この面は今後いっそう強化

していってもらいたい。

・女性センターの相談員は全員が非正規の嘱託職員であり、勤務時間もフルタイムではない。女性労働者の6割以上が非正規雇用であり、不安定な労働環境が社会問題となっている現在、人権を守る立場である公の相談員がそんな状態でよいのか。相談業務以外にも、調査や研究など相談員が果たすべき仕事は多い。更に、人材の育成は市の財産ともなる。「ジェンダーフリー・女も男も安心して働けるまち」を作り上げれば、それは本市の大きな魅力になる。



「環境がよい」「子育てによい」という評価をいただくことの多い多摩市ですが、それも含めて「暮らしやすい・住みたいまち」していくことが、今後の人口減時代を迎えるにあたって非常に重要です。女性センターが果たすべき役割についても、更なる議論と実践が求められます。

## 議員提出議案

## 「日本は本当に独立国？」会派の議案が採択されました！

私たち生活者ネット・社民の会では、12月議会に5本の意見書を提出しました。

「TPP参加反対」「原発再稼働反対」「辺野古新基地建設反対」「労働基準法改定案の撤回」の4本は残念ながら不採択となりましたが、「日米地位協定の見直しに関する意見書」が本会議において採択され、晴れて意見書提出の運びとなりました。これは以下の2点について、多摩市として国に正式に要望するものです。

1. 国は、第59回町村議会議長全国大会にて全会一致で決議された「日米地位協定の見直しに関する特別決議」を

尊重すること

2. 国は、日米地位協定の抜本的な見直しに速やかにとりかかること

日米同盟の強化が叫ばれる現在、連光寺地区と稲城市にまたがる米軍「多摩サービス補助施設」の存在を考え合わせて、協定見直しが本市にとって大きな意味を持つことは間違いないありません。私たちは真の平和都市建設を目指して、この問題により深く取り組んでいくべきではないでしょうか。

## 社会保障・福祉

## 2本の陳情を継続審議に〈健康福祉常任委員会〉

今回の委員会では下記の陳情について審議しましたが、両方とも「継続審議」とすることに決しました。

- ①失語症者に意思疎通支援者を養成、派遣することを多摩市に要請する陳情
- ②「介護従事者の勤務環境改善及び処遇改善の実現」を求める陳情

どちらの問題も、一度の会議で決断を下すのはあまりに拙速と判断し、審議を継続するという方向で全委員の意見が一致しました。結論を持ち越すというのは陳情者から時間を預かりすることですから、心して今後の審議にあたらねばと思います。